

●香川県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 恵 造

1 施行者の名称

土庄町

2 都市計画事業の種類及び名称

土庄都市計画下水道事業 土庄町公共下水道

3 事業施行期間

令和3年4月1日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

小豆郡土庄町字西古浜及び字王子前、大字渕崎字大高下、字西浜上、字西岡及び字植松の各一部の区域

(2) 使用の部分

小豆郡土庄町字東元浜、字洲鼻、字西古浜、字東内浜、字西内浜及び字城、大字渕崎字上赤穂屋、字下赤穂屋、字大高下、字要鉄、字落神、字西浜上、字中屋敷、字西屋敷、字西岡、字宮下浜、字植松、字西宮下、字宮下、字森田、字上森田、字下森、字仲森及び字平木川、大字上庄字平木川、字上赤穂屋、字下赤穂屋、字大高下、字西屋敷、字下森、字仲森、字西宮の下、字宮の下、字森田、字上森田、字川向、字破風脇の全部並びに小豆郡土庄町字岡の谷、字極楽、字南郷、字床の鼻、字後谷、字余島、字井ノ奥、字女郎田及び字王子前、大字渕崎字西丸山、字東丸山、字行者原、字山ノ神、字大開、字五郎家前、字山ノ上、字与九郎前、字平林、字東屋敷、字山川、字小入部及び字川向、大字上庄字觀音原、字坪ノ内、字桜ヶ尾、字植松、字行者原、字高坪及び字信谷の各一部の区域